川障発第295号令和2年6月22日

市内放課後等デイサービス事業者 代表者 様

川口市福祉部障害福祉課長 (公印省略)

放課後等デイサービス事業所の報酬単価の取扱いについて(通知)

放課後等デイサービス事業者の皆様におきましては、新型コロナウイルス感 染症による学校の臨時休校に対応をしていただき厚く御礼申し上げます。

学校再開に伴う報酬単価の適用ですが、国から「地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度の期間をおいた上で終了」という基準が示されたことから、本市支給決定者の取扱い及び在宅支援等の取扱いについては、下記のとおりといたします。

記

1 報酬単価について

川口市の支給決定者については、<u>6月30日(火)まで、学校休業日の</u> <u>単価を適用</u>することとします。

2 在宅による支援について

在宅支援による報酬算定については、学校が通常通りの登校となることから、原則6月30日(火)をもって終了とします。なお、新型コロナウイルス感染症によるやむを得ない理由がある場合については、個別の事由により継続の可否を判断します。引き続き在宅支援の対応が必要と考えられる支給決定者については、担当ケースワーカーへ連絡してください。

3 人員配置について

定員超過による受け入れや、一部人員配置基準を満たさない時間帯が発生しても、直ちに減算扱いとはしませんでしたが、この取り扱いも原則6月30 日(火)をもって終了とします。なお、やむを得ない理由がある場合は、個別の事由により継続の可否を判断しますので、施設係に連絡してください。

【問い合わせ先】

- 1 請求に関すること 給付係 Tm048-271-9443 (直通)
- 2 在宅支援延長に関する相談支援第1・2係 Tm048-259-7926(直通)
- 3 施設の運営に関すること 施設係 Tm.048-271-9442 (直通)